

知らなきや損する

確定拠出年金(DC)、改正へ。60歳以降に年金または一時金で受け取り

先日、将来の公的年金支給額を抑える新ルールが盛り込まれた国民年金法改正案が衆議院を通過しました。改正案では、物価は上昇したが賃金下がった場合の年金額は、今まで据え置きでしたが、2021年度からは賃金の下げ幅まで年金額は下がることになり、さらに、物価も賃金も下がった場合は、物価以上に賃金下がっても、今までは物価に連動して下げていたのですが、2021年度からの下げ幅は、賃金にも連動することがあります。このように公的年金額の水準が引き下げられる不安が拡大することを考えると、老後資産形成の支援策が重要になります。そこで、来年、改正されるのが確定拠出年金(DC)です。確定拠出年金には、企業型確定拠出年金(企業型DC)と個人型確定拠出年金(個人型DC)の2種類があります。今回の改正では、個人型DCの加入者範囲が拡大され、誰でもほぼ加入ができるようになります。

個人型DCは、加入者本人が毎月掛け金を積み立てて、あらかじめ用意された金融商品で運用し、60歳以降に年金または一時金で受け取るという制度です。60歳まで引き出せないで、確実に老後資金となります。メリットは、税制の優遇です。積み立ての掛け金は「全額所得控除」、運用するときは「運用益非課税」、60歳以降受け取りは、年金で受け取ると雑所得(公的年金等)で「公的年金控除」が、一時金は退職所得で「退職所得控除」が適用されます。

個人型DCの仕組みですが、主管は国民年金基金連合会で、国が承認する規約に基づいて実施されます。国の制度といっても、個人型DCを運営する運営管理機関(金融機関)ごとに、預金や投資信託など複数の運用商品を提示し、加入者はその中から選んで積み立て運用を行います。また、事務手数料の体系なども各運営管理機関が独自に設定して、加入者に提示することになっています。

個人型DC拠出限度額

公務員	月1万2000円
会社員 (企業年金あり)	月1万2000円・2万円 (企業年金の種類で異なる)
会社員 (企業年金なし)	月2万3000円
専業主婦(夫)	月2万3000円
自営業者	月6万8000円(国民年金基金や付加保険料と合わせて)

毎月の掛け金は、5000円以上1000円単位で、職業などでそれぞれに図のような上限が決まっています。掛け金は、前納、後納はできません。金額の変更は、毎年4月から翌年3月までの間に1回可能です。掛け金の休止や再開も、申し出ればいつでもできます。積み立てについては、自営・無職の方は、口座からの天引きで、会社員は、原則給与天引き、できない場合は口座引き落としとなります。60歳まで引き出せないで、途中でやめる場合は、運用だけ行います。

加入に際し資格確認のための手数料(2777円)や制度運営にかかる費用(口座管理料等)は、運営管理機関で異なりますが、年間2000円~8000円がかかります。程度の手数料がかかります。

始めるときは1人1口座なので、取扱商品や手数料、サービスなどを比べながら運営管理機関を選択することになるでしょう。50歳以上の方が始める場合、受給開始年齢が60歳ではなく61歳、62歳となるので注意してください。専業主婦(夫)の掛け金は、配偶者の所得控除にはできないので、節税にはなりません。主婦でも退職金を準備できるようになります。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サートファイナンスプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

